

胎教アドバイザー®（会員）倫理綱領

日本胎教協会

序文

日本胎教協会（以下「協会」は、「よい胎教で、明るい社会づくり」を理念に、胎教アドバイザー®養成等に関わる団体と胎教アドバイザー®資格者を会員とし、胎教アドバイザー®資格試験の実施、胎教アドバイザー®の能力維持、向上、胎教アドバイザー®による胎教の普及啓発等の事業に取り組んでいます。

日本胎教協会規約第5条に基づき、胎教アドバイザー®資格者を本会正会員として入会を認め、胎教アドバイザー®（日本胎教協会会員）倫理綱領として以下を定めます。

前文

胎教アドバイザー®資格者は、胎教に関する幅広い知識を有し、妊婦とその家族やこれから出産を迎える世代など（以下「対象者」）の相談に応じ、おなかの赤ちゃんによい環境づくりのアドバイスができるスペシャリストとして、誠実な態度と責任感をもって、その使命の遂行のために職務に励むものとする。

胎教アドバイザー®資格者が提供する専門的業務の質を保ち、対象者の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、社会貢献を継続する目的として倫理綱領を策定する。会員は、上記の目的に沿うよう、専門家良識人であるとともに人間としての成長の向上に努め、その社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の倫理綱領を遵守する義務を負う。

第1条 基本倫理

1. 基本的人権を尊重し、人種、宗教、性別、思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制しない。
2. 対象者のプライバシーを尊重し、その自己決定を重んじる。
3. 対象者への講習などを個人的欲求又は利益のために行ってはならない。
4. 知り得た情報の取扱いには十分に留意する。
5. 協会が発行するテキスト類は、胎教アドバイザー®資格者ではない者が入手又は実施することのないよう、複製を禁じ、慎重に取り扱う。
6. 心身の健康のバランスを保つとともに、自身の個人的な問題が対象者に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努める。
7. 自らの能力、知識、特性、資質に自己が抱える葛藤などを十分に自覚した上、業務や活動を行う。
8. 専門的スキルを高めるために切磋琢磨し、相互の啓発に努め、他の専門家との連携及び協働について配慮し、社会的信頼を高めていくよう努める。
9. 会員の信用を傷つけ、または胎教アドバイザー®全体の不名誉となる行為をしない。
10. 各種法規を守り、本倫理綱領を遵守する。

第2条 秘密保持

会員と対象者との関係は、援助を行う専門家と援助を求める者という社会的な契約に基づくものであることを自覚し、適度な関係を維持するために以下のことについて留意する。

1. 秘密保持
内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とする。
2. 情報開示

個人情報是对象者の同意なしで他者に開示しない。開示する際は、その条件などを事前に対象者と話し合う。

また、個人情報及び相談内容が漏洩されることのないよう、記録の管理と保管には最大限の注意を払う。

3. 録音等の記録

音声や映像等に記録する場合は、対象者に使用用途を伝え了解を得てから実施する。

第3条 職能的資質の向上

専門的知識、技術、最新の情報、網領について、研鑽を怠らないよう胎教アドバイザー[®]資格者としての資質の向上に努めるとともに、次のことに留意する。

1. 自身の知識・技術の範囲と限界について深い理解と自覚を持ち、その範囲内のみにおいて専門的活動を行う。
2. 地域援助などの専門的行為を実施する際、これまでの研究による裏付けのある標準的施行方法により行うことを原則とする。
やむを得ず、実験的段階にある方法を用いる必要が生じた際には、対象者に対し十分な情報提供を行い、同意を得て実施する。
3. 援助の内容等、業務において行った事柄に関する情報が、対象者又はそれ以外の人に悪用、誤用されないよう細心の注意を払う。
4. 虚偽の情報を他者に提供したり、自身の専門的知識及び技術を誇張したりしない。
5. 自分自身の専門的知識及び技術では対応が困難な場合、またはその際の状況等において、やむを得ず援助を中止もしくは中断しなければならない場合は、対象者の益に供するよう、他の適切な専門家や専門機関の情報を対象者に伝え、対象者の自己決定を援助する。なお、援助の中止等にかかわらず、他機関への紹介は、対象者の状態及び状況に配慮し、対象者の不利益にならないよう留意する。
6. 経験の浅い者に職務を任せるときは、用意周到に監督指導をするなど、経験の浅い者が行う職務内容について自分自身に重大な責任があることを認識する。

第4条 業務

業務遂行に当たっては、対象者の自己決定を尊重するとともに、業務の透明性を確保するよう努める。

1. 原則、対象者との間で「対象者－専門家」という専門的契約関係以外の関係を持つてはならない。そのため対象者等に、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（業務以外の金品の授受、贈答及び交換）を慎む。
2. 業務に関する契約（活動の目的、内容、期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする。
3. 対象者自身が判断能力に欠け、十分な自己決定を行うことができないと判断される場合、対象者の保護者又は後見人等との間で十分な説明を行い、同意が得られるようにし、対象者本人に対してできるだけ十分な説明を行う。
4. 自他に影響を与えるおそれがあると判断される場合は、守秘よりも緊急の対応が優先される場合のあることを対象者に伝え、了解が得られないまま緊急の対応を行った場合は、その後も継続して対象者に説明を行うよう努める。
5. 対象者との内容については、客観的かつ正確に記録し、3年間保存しておく。

第5条 成果の公表

著書や論文等において事例を公に発表する場合は、対象者のプライバシーや人権を厳重に保護し、以下を留意する。

1. 事例を公表する際には、原則として対象者本人及び必要な場合には、その保護者又は後見人等の同意を得て、対象者等が特定されないような取りあげ方や記述について細心の工夫を行う。了承を経た場合はこの限りではない。
2. 事例の公表は、社会的な意義を有するものであることが第一義である。
3. 誤解を招く記述は避け、客観的、正確かつ適切に記述する。
4. 著書及び論文等の公表に際しては、先行研究も検討し先行研究を盗用したと誤解されないような記述に努める。

第6条 誹謗・抽象の禁止

1. 胎教アドバイザー[®]は、他の胎教アドバイザー[®]または関係する個人、団体を誹謗・中傷してはならない。
2. 胎教アドバイザー[®]が不利益となる発言をしてはならない。

第7条 胎教アドバイザー®活動等の企画、運営及び参画について遵守事項

1. 日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®資格者の立場を守るため、胎教協会、胎教アドバイザー®の名称とともに、分類：「胎教の知識の教授」「印刷物」として特許庁で商標登録されている。

胎教アドバイザー®以外のものが「胎教アドバイザー®」と名乗ることはできない。また胎教アドバイザー®以外の者による胎教アドバイザー®資格講座テキスト、日本胎教協会の胎教講習テキストなどの流用を防ぐためにも、胎教アドバイザー®が引用、利用する際には「胎教アドバイザー®（または日本胎教協会）の～」「胎教アドバイザー®（または日本胎教協会）では～」と引用、出典を明記しなければならない。

2. 正しく胎教を伝えるための役目を果たす。一つの例として「胎教講習＝語りかけ、タッチング、イメージ法™」を実施するという表現は誤りである。たとえば「イメージ法™」という名称を用いて、胎教講習の中に盛り込むに至るまで、日本胎教協会の考案オリジナルのため『胎教講習＝イメージ法™を実施する』の表現も誤りである。『“胎教アドバイザー®”の胎教講習は、“語りかけ、タッチング、イメージ法™”を実施します。』と正しく伝える責務を有する。

3. 業務とかかわる胎教アドバイザー®活動及び各種研修会等を企画、運営及び参画する際には、公共性と社会的信頼を得ること、責任を自覚し、以下のことに留意しなければならない。

a) 個人又は団体等の主催する「胎教講座」「マタニティセミナー」などの企画、運営及び講師等としての活動に際しては、参加者等にわかりやすい情報開示を行う。たとえば、イベント名・日程・場所・参加費・日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®と氏名、主催、お問合わせ先、参加お申し込み方法などを明示する。

b) テレビ、ラジオの出演又は一般雑誌等への執筆においては、対象者の守秘義務、人権と尊厳を守るよう細心の注意を払う。

c) 活動の場面では、日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®の資格者証（名刺サイズ、バッジ、[ウェブバナー](#)）と、日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®を明示する。

d) 胎教アドバイザー®活動の報告について日本胎教協会に開催1か月前までに届出（4ページ）を行うものとする。

第8条 倫理委員会

協会に倫理委員会を置く。

1. 倫理委員会は、倫理綱領の遵守と自己管理責任に関する啓発活動を推進する。

2. 倫理委員会は、倫理綱領に関する苦情等に対しては誠実に対応する。

第9条 相互啓発及び倫理違反への対応

同じ専門家集団として倫理、資質の向上について相互啓発に努め、違反に対しては、以下のとおり対応するとともに、協会の調査等に積極的に協力する。

1. 不相当と考えられるような活動や言動に接した時には、当該会員に自覚を促すこと。

2. 知識、技術、倫理観及び言動等において胎教アドバイザー®の資質に欠ける場合又は資質向上の努力が認められない場合、同様に注意を促すこと。

3. 上記1及び2を実行しても当該会員に改善がみられない場合、又は上記1及び2の実行が困難な場合は、客観的な事実等を明確にして日本胎教協会宛に記名にて申し出ること。

4. 協会理事会は違反行為について処分を行うことができる。

5. 処分の内容は以下のとおりとする。

a) 胎教アドバイザー®に関する各種資格称号の停止

b) その他

6. 被処分者が処分について異議がある時は、会長に対して再審査を求めることができる。

附則 本綱領は、平成24年4月1日より施行する。改訂2018年2月1日



胎教アドバイザー® 活動申請書

[ウェブ申請はこちら](#)

日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®様、下記の情報をお寄せください。

しめい 氏名		メール	※ご連絡可能なパソコンのメールアドレス
-----------	--	-----	---------------------

胎教アドバイザー®活動内容についてお知らせください。

活動内容	イベント名 日程 場所 内容 日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®氏名 参加費 主催 お問合わせ先 参加お申し込み方法
公示方法	
日本胎教協会テキスト	使用 (する ・ 使用しない ・ 検討中)
メッセージ	

- 1) 胎教の講習、胎教に関するイベントなどを報告 2) 複製（コピー）を提出し、原本は胎教アドバイザー®が保管
3) 注意喚起» 日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®様へ

たとえば「胎教のお話をしてほしい」とうれいような依頼がありましても、興味を引きそうな話題から、詐欺的な搾取を行う人もいます。そのため「日本胎教協会に相談、許可が必要」とお伝えいただき、お返事お待ちいただくようにお伝え願います。悪質な詐欺から胎教アドバイザー®様を守るためにも、胎教アドバイザー®様が活動をされる際は、必ず日本胎教協会に「活動申請書」をメール添付、FAXなどで、ご報告いただけますようお願い申し上げます。

申請方法 [ウェブ申請](#)、メール(写真可) : tad@taikyo-jp.net

FAX : 050-3606-0585(コンビニエンスストアなどからは FAX : 075-322-0223 へ)